

行政訴訟の取下げについて（報告）

呉市が被告となっている行政訴訟について、原告が平成30年9月26日付けで広島地方裁判所に本件訴訟に係る取下書を提出し、これに対し呉市は10月12日付けで同意をしましたので、本件行政訴訟は終了しました。

1 事件の概要

呉市長は、平成29年4月26日、原告の電気料金未納による中国電力株式会社からの電気供給契約の解約を理由とし、平成29年6月8日午前10時をもってグリーンピアせとうちに係る原告の指定管理者の指定を取り消す処分（以下「本件指定取消処分」といいます。）をしました。

原告は、「原告が電気料金の支払をすることができなくなった理由は、広島地方裁判所呉支部平成28年(ワ)第150号事件及び同支部平成29年(ワ)第16号事件で問題となっている大規模修繕工事（リニューアル工事）を被告が怠り、また、同支部平成29年(ワ)第4号事件で問題となっている過大な水道料金を徴収して原告に多大な損害を被らせたにもかかわらず、賠償請求に応じなかったことによるもので、呉市長は、自らの義務を履行せず、原告が電気料金の支払ができない状況に追い込んで、本件指定取消処分を強行した。」と主張し、本件指定取消処分は、クリーンハンズの原則及びグリーンピアせとうちの管理及び運営に関する協定書第4条に定める信義誠実の原則に反し違法であることから、本件指定取消処分の取消しを求め、提訴したものです。

- (1) 事件番号等 平成29年(行ウ)第30号公の施設に係る指定管理者指定取消処分取消請求事件
- (2) 提訴年月日 平成29年10月17日(訴状受理年月日 同年11月29日)
- (3) 管轄裁判所 広島地方裁判所
- (4) 原告 株式会社ゆうとぴあせとうち

2 審理の経過

平成30年1月15日の第1回口頭弁論等において、呉市は、本件取消処分は適法であり、何らの違法性もないものとして、請求の棄却を求めていました。

これに対し、原告は、本件訴訟に係る取下書を広島地方裁判所に提出したものです。